

答 申 第 4 号
平成30年3月1日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取扱いについて（答申）

平成30年1月4日付け芦教図第844号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

第1 諮問内容

図書館システムの運用については、図書館の自由に関する宣言(日本図書館協会、昭和29年採択、昭和54年改訂)に基づいて、蓄積される貸出履歴を慎重に取り扱ってきた。

貸出履歴は、統計を作成する必要性から全削除ができないため、履歴情報を書籍の情報と利用者情報に解体し、各々のデータは独立したデータテーブルに数字の羅列として保存しており、それぞれの情報のみでは個人の貸出履歴を特定できないことから、個人情報に該当しないと判断していた。

しかし、平成29年9月26日に改正された芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）に基づいて取扱情報の再検討を行った結果、貸出履歴は、個人識別符号及び要配慮個人情報に該当するという結論に至り、加えて、平成30年1月4日より、新しい図書館システムの運用を開始し、利用規約の本人同意を必須条件として、ウェブ上の個人ページにおいて貸出履歴の閲覧が可能な仕様を取り入れるため、貸出履歴の収集及び利用について、本条例第7条3項第2号に基づき、諮問されたもの。

第2 審査会における審議及び結論

1 実施機関からの説明

審査会は、図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いに関して実施機関である社会教育部図書館から説明を受け、以下の事項を確認した。

(1) 貸出履歴の収集を継続することについて

貸出履歴は、思想、信条に関する情報であり、要配慮個人情報に該当するが、本の貸出履歴と特定の個人を識別できる利用者情報とはそれぞれ独立しており、図書館職員が直接これらを抽出、結合及び閲覧等を行うことができない状態で保存されている。

ただし、統計データ作成時においては、一連の自動化処理によって、システム内で貸出履歴と利用者情報を結合したデータがいったん作成されるが、そのデータが自動的に集計され、匿名化及び統計的処理がされた後に出力されるので、図書館職員が直接これらのデータを閲覧したり、個人を識別することが出来ないように配慮されている。

(2) 本人同意のもと貸出履歴を利用した図書館サービス（貸出履歴閲覧サービス）を行うことについて

貸出履歴閲覧サービスは、図書館利用者の知的欲求に応じることを目的としており、本人の同意があった場合に本人のみが、自身の本の貸出履歴を閲覧できるサービスであるため、図書館の自由に関する宣言「第3 図書館は利用者の秘密を守る」の目的に反するものではない。

また、同サービスを導入するにあたり、芦屋市立図書館個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）を作成し、これを公開するとともに、遵守する。

2 審査会の結論

審査会は、前記第2の1のとおり実施機関から説明を受け審議を行った結果、以下のように判断した。

(1) 図書館システムに係る貸出履歴の収集に関しては、本の貸出管理及び統計の作成を目的としており、その目的は正当である。

取扱いに関しても、本の貸出履歴と特定の個人を識別できる利用者情報とを別々に管理しており、図書館職員が直接これらを抽出、結合及び閲覧等を行うことができない状態で保存されている。

統計データ作成時においても、一連の自動化処理によって、システム内で貸出履歴と利用者情報を紐づけたデータがいったん作成されるものの、そのデータが自動的に集計され、匿名化及び統計的処理がされた後に出力されるので、図書館職員が直接これらのデータを閲覧したり、個人を識別することが出来ないように

配慮されていると認められる。

以上から、図書館システムに係る貸出履歴は適正に収集及び保管されていると評価できる。

したがって、図書館システムによって貸出履歴の収集を行うこと及び今後も継続することについては、上記のように適正な収集及び保管を継続する限り、適当であると判断する。

- (2) 貸出履歴閲覧サービスに関しては、図書館利用者の要望に応えるものであり、その目的は正当である。

また、サービスの導入にあわせて芦屋市立図書館個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)を作成し、これを公開するとともに、遵守するとした上でサービスの利用に関しては本人同意を必須とし、本人のみにパスワード等を発行することで、本人以外にはアクセスできないようにしていることから、貸出履歴は上述のとおり適正に収集及び保管されている点も考えると、取扱いについても適正であるといえる。

以上から、貸出履歴閲覧サービスを行うことについては、適当であると判断する。

- (3) 以上より、貸出履歴の収集を継続すること及び貸出履歴を利用した図書館サービスを行うことはいずれについても適当であると判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年1月4日	諮問書の受理
平成30年1月17日	第1回審議
平成30年2月7日	第2回審議
平成30年3月1日	第3回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	